

介護予防・日常生活支援総合事業 (案)

事業者説明会

平成28年8月25日 周南市学び・交流プラザ

平成28年9月 9日 キリンビバレッジ周南総合スポーツセンター

周南市

1. 新しい総合事業の開始

介護保険法の改正により、平成27年4月1日から、新しい総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)が実施される事になりました。

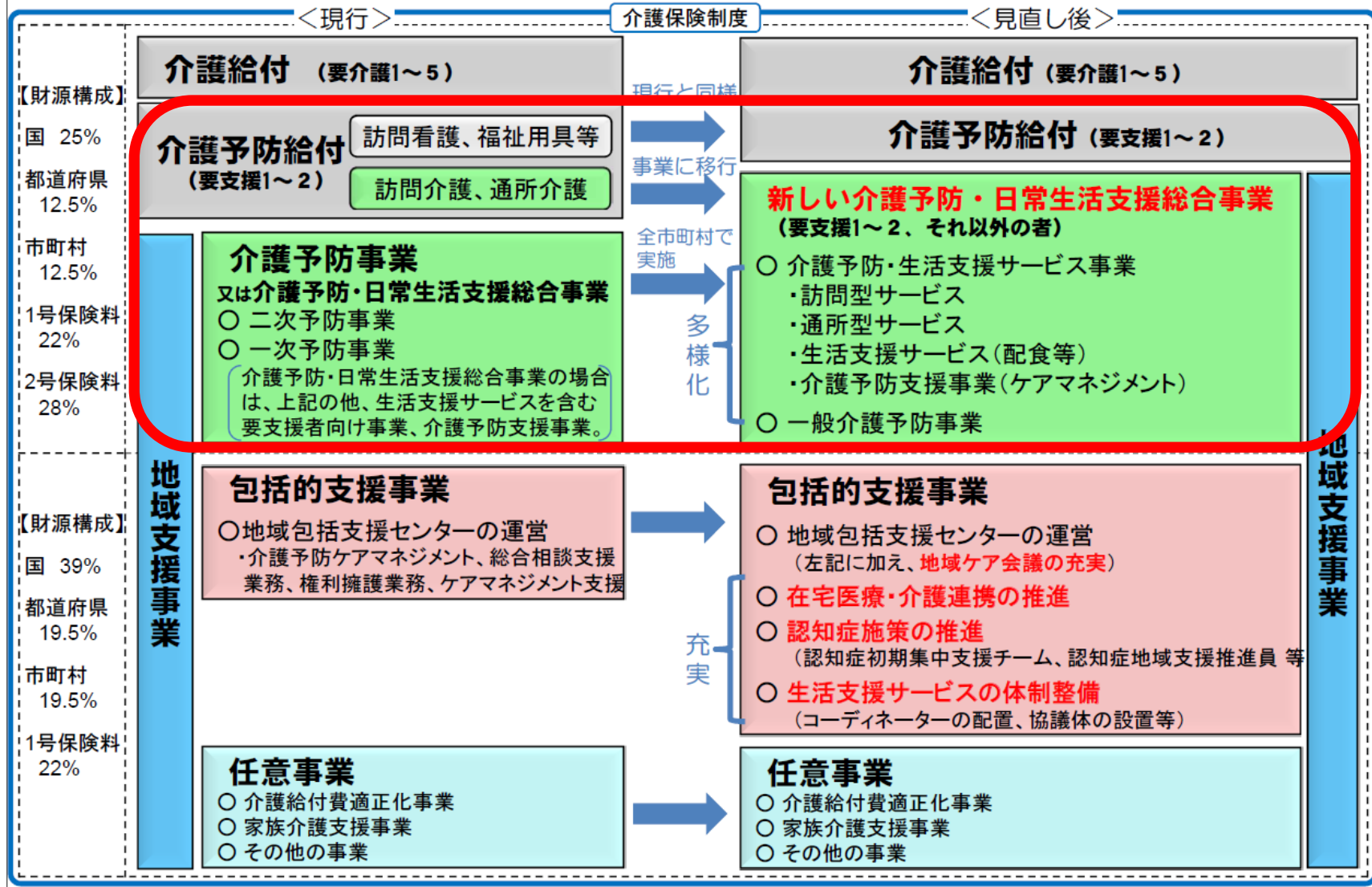
新しい総合事業の実施には、猶予期間が設けられ、平成29年4月までに、全市区町村で実施する事が義務付けられています。

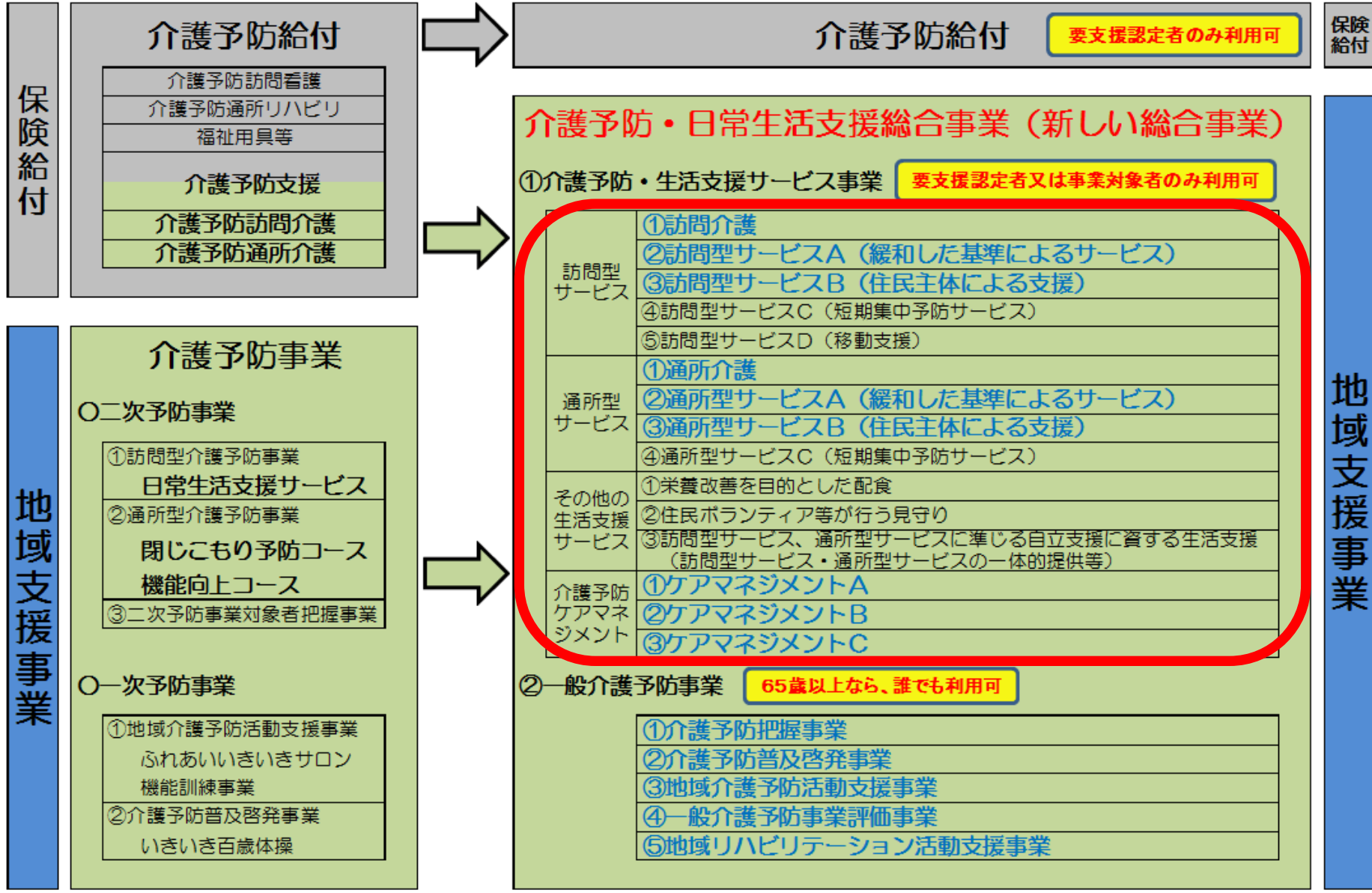
周南市では、この猶予期間を活用し、**平成29年4月1日**から実施する事としております。

2. 新しい総合事業の概要

- ① 今まで全国一律の基準で実施されてきた介護予防給付のサービスのうち『**介護予防訪問介護**』と『**介護予防通所介護**』は、地域支援事業に位置づけられ、市区町村独自の基準で実施する『**訪問型サービス**』と『**通所型サービス**』に移行します。
- ② 介護事業所だけでなく、民間企業やボランティア、地域住民等の**多様な担い手が、多様なサービス**を提供する事が可能となります。
- ③ 要支援認定者だけでなく、基本チェックリストの実施による基準該当者も、サービス利用が可能になります。

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成





3. 介護予防・生活支援サービス事業を利用できる人

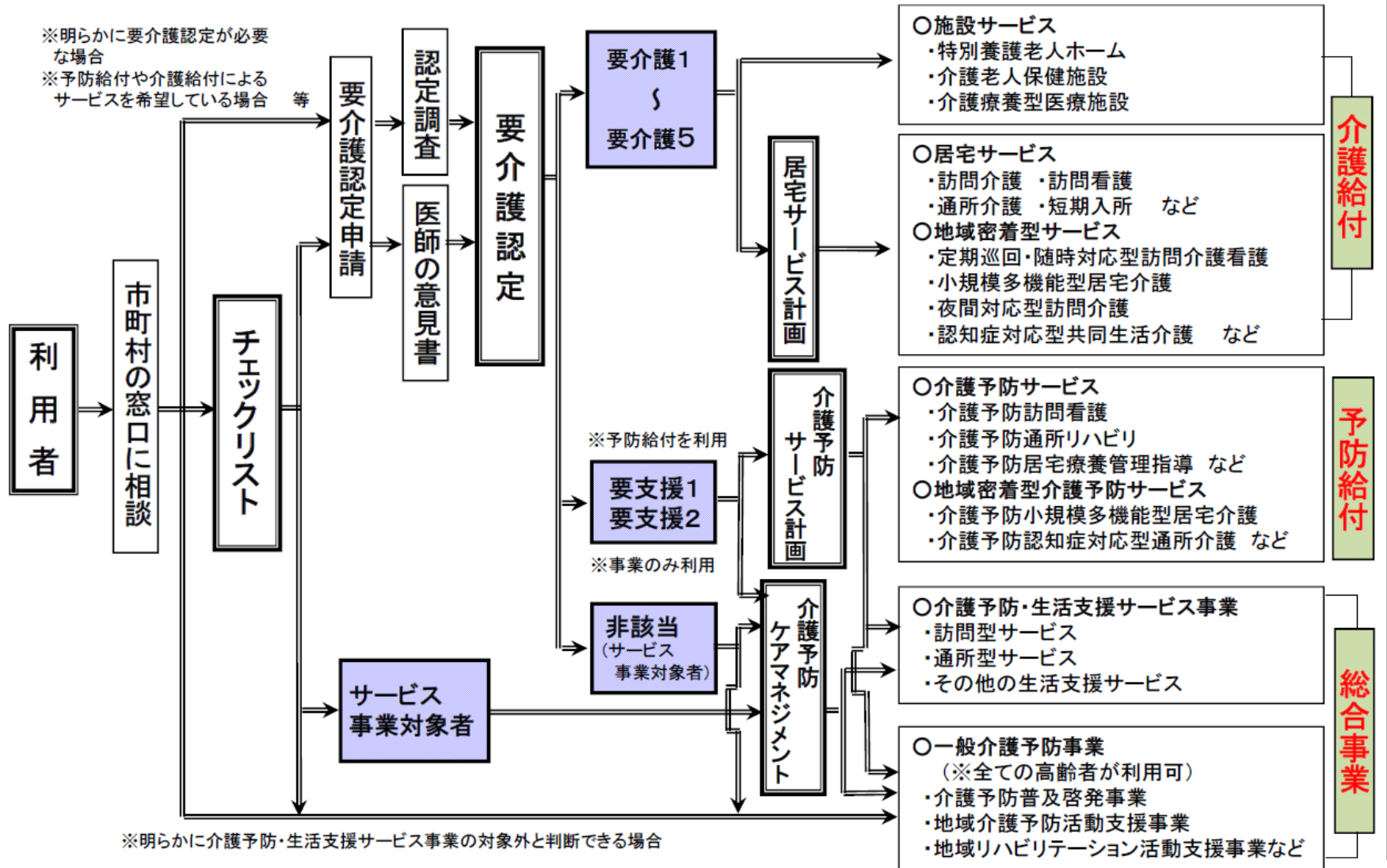
- ① 要支援1 または 要支援2 の認定を受けている人
- ② 基本チェックリストの基準に該当し、介護予防ケアマネジメント依頼届出書を市に提出した人（事業対象者）

要支援者・事業対象者のサービス利用パターン

	利用サービス	例
要支援1 または 要支援2	予防給付のみ	(例1) 訪問看護のみ利用 (例2) 福祉用具貸与と訪問リハビリを利用
	予防給付と 介護予防・生活支援サービス	(例3) 通所リハビリと訪問型サービスを利用 (例4) 福祉用具貸与と通所型サービスを利用
	介護予防・生活支援サービスのみ	(例5) 訪問型サービスのみ利用 (例6) 通所型サービスのみ利用
事業対象者	介護予防・生活支援サービスのみ	(例7) 訪問型サービスと通所型サービスを利用

第4 サービス
の利用の流れ

【参考】介護サービスの利用の手続き



4. 要支援認定者の総合事業への移行

周南市の場合、現在の要支援認定者が利用している訪問介護と通所介護は、平成29年4月1日以降、1年をかけて**認定期間が満了した方から順次総合事業に移行**し、『訪問型サービス』『通所型サービス』の利用に変わります。

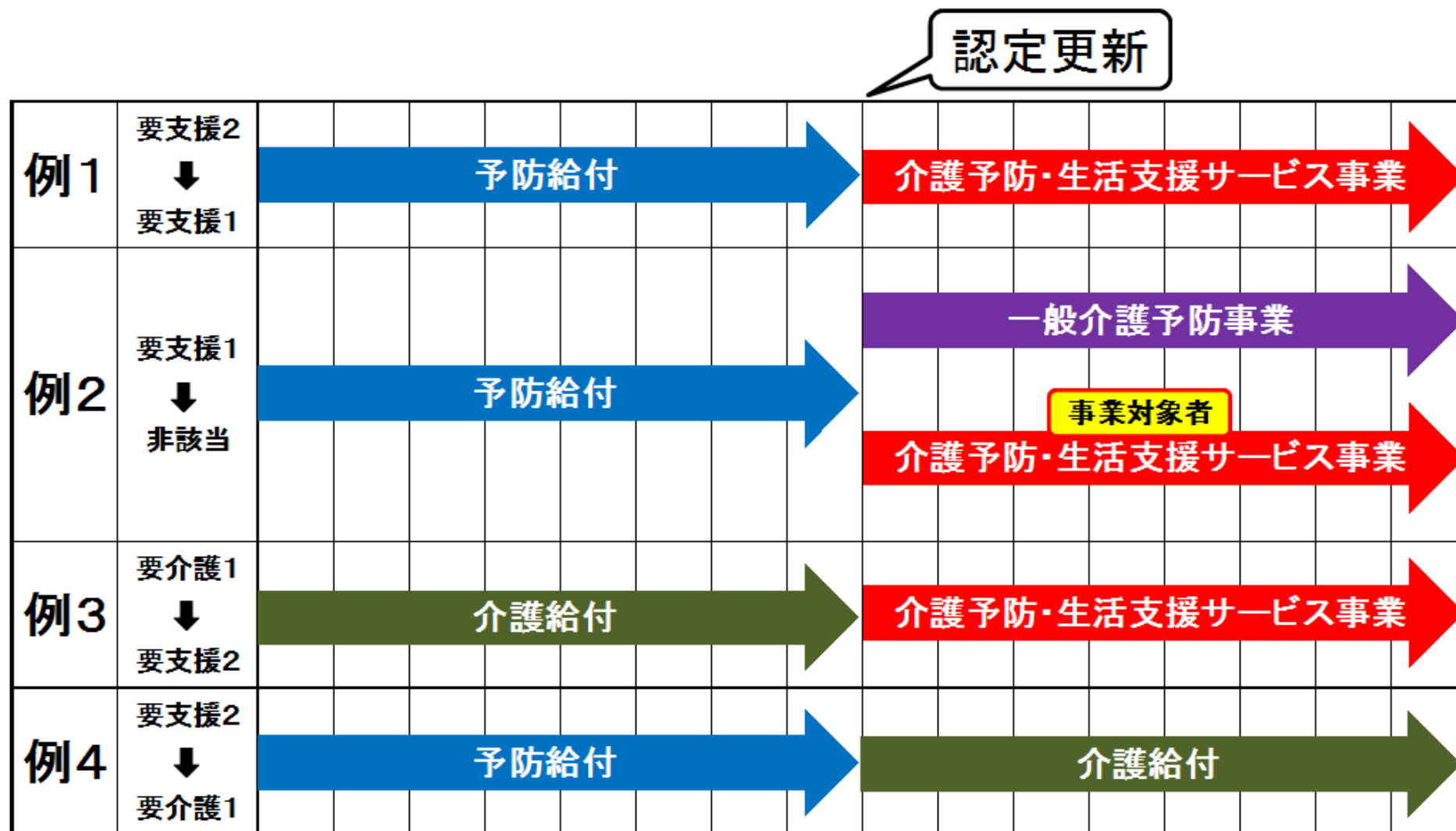
予防給付の訪問介護・通所介護は、平成30年3月31日で終了します。

*平成29年度は、サービス内容が同じでも、予防給付と総合事業のサービスが混在する事となりますので、サービス費を請求する際はご注意ください。

(例) 要支援認定者が総合事業へ移行した場合

認定有効期間 終了日	28年度		29年度											30年度		
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
H29.3.31	→ 予防給付		介護予防・生活支援サービス事業 →													
H29.7.31	→ 予防給付						介護予防・生活支援サービス事業 →									
H29.11.30	→ 予防給付										介護予防・生活支援サービス事業 →					
H30.3.31	→ 予防給付														→	

(参考) 要支援(要介護)認定者が更新申請をした場合の、総合事業への移行例



6. 周南市が実施するサービス

訪問型 サービス	①総合事業訪問介護（現行の訪問介護相当）
	②自立支援訪問介護（訪問型サービスA）
	③地域支え合い訪問介護（訪問型サービスB）
通所型 サービス	①総合事業通所介護（現行の通所介護相当）
	②自立支援通所介護（通所型サービスA）
	③地域支え合い通所介護（通所型サービスB）
介護予防 ケアマネ ジメント	①ケアマネジメントA
	②ケアマネジメントB
	③ケアマネジメントC

7. サービスの内容等（訪問型サービス）

サービス種別	総合事業訪問介護 (現行の訪問介護相当)	自立支援訪問介護 (多様なサービス:訪問型サービスA)
① サービス内容	○訪問介護員による身体介護、生活援助 ○利用回数:原則週2回または1回 (要支援2の場合は、週2回以上可)	○簡易な生活援助 ○利用回数:原則週1回
② 対象となるケースとサービス提供の考え方	既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース等	身体介護が不要で、簡易な生活援助を必要としているケース
③ 事業の実施方法	事業者指定	委託
④ ケアマネジメント	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB
⑤ 市町村の負担方法	月ごとの包括払い	利用1回ごとの出来高払い
⑥	人員基準	旧来の介護予防訪問介護と同様 管理者:専従1以上 (ただし支障が無い場合は他業務と兼務可) 従事者:必要数 ※市が必要と認める研修を受講した者
	設備基準	旧来の介護予防訪問介護と同様
	運営基準	旧来の介護予防通所介護と同様 (個別サービス計画の作成は除く)

サービス種別	総合事業訪問介護 (現行の訪問介護相当)	自立支援訪問介護 (多様なサービス:訪問型サービスA)
⑦ 個別サービス計画	作成	なし
⑧ 単価等	<p>○週1回程度利用 月1,168単位【11,925円】 要支援1、要支援2、事業対象者</p> <p>○週2回程度利用 月2,335単位【23,840円】 要支援1、要支援2、事業対象者</p> <p>○週2回超程度利用 月3,704単位【37,817円】 要支援2、事業対象者</p> <p>* 1単位の単価 10.21円</p>	1回あたり1時間まで 1,000円/1回
⑨ 利用者負担額	介護給付の利用者負担割合(1割又は2割)	介護給付の利用者負担割合(1割又は2割)
⑩ 限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象(事業対象者は目安)・国保連で管理	なし
⑪ 事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払	事業者へ直接支払
⑫ 想定されるサービス提供者(例)	訪問介護事業者	シルバー人材センターや民間事業者等
⑬ 備考		
⑭ 組み合わせ利用	週2回程度以上の利用が必要で、ケアマネジメントにより必要と認められた場合、総合事業訪問介護と自立支援訪問介護の組み合わせ利用は可。ただし、自立支援訪問介護は週1回。	

8. サービスの内容等（通所型サービス）

サービス種別	総合事業通所介護 (現行の通所介護相当)	自立支援通所介護 (多様なサービス:通所型サービスA)
① サービス内容	○通所介護と同様のサービス内容 ○利用回数:原則週2回または週1回	○高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所サービス(入浴サービスは不用) ○利用回数:原則週1回
② 対象となるケースとサービス提供の考え方	既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース等	○直接的な身体介護を必要としないケース ○入浴の介助が不要なケース
③ 事業の実施方法	事業者指定	委託
④ ケアマネジメント	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB
⑤ 市町村の負担方法	月ごとの包括払い	利用1回ごとの出来高払い
⑥	人員基準	旧来の介護予防通所介護と同様
	設備基準	旧来の介護予防通所介護と同様
	運営基準	旧来の介護予防通所介護と同様 (個別サービス計画の作成は除く)

サービス種別		総合事業通所介護 (現行の通所介護相当)	自立支援通所介護 (多様なサービス:通所型サービスA)
⑦	個別サービス計画	作成	なし
⑧	単価等	○要支援1、事業対象者 週1回程度利用 月1,647単位【16,700円】 ○要支援2 週1回程度利用 月1,688単位【17,116円】 ○要支援2、事業対象者 週2回程度利用 月3,377単位【34,242円】 * 1単位の単価 10.14円	2,500円/1回
⑨	利用者負担額	介護給付の利用者負担割合(1割又は2割)	介護給付の利用者負担割合(1割又は2割)
⑩	限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象(事業対象者は目安)・国保連で管理	なし
⑪	事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払	事業者に直接支払
⑫	想定されるサービス提供者(例)	通所介護事業所	通所介護事業所等
⑬	備考	* 食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担)	* 食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担)
⑭	組み合わせ利用	原則として不可	

9. サービスの内容等（介護予防ケアマネジメント）

○介護予防ケアマネジメントは、総合事業の新たな事業で、介護予防・生活支援サービス事業を利用する人に、適切にサービスを提供するためのケアマネジメントです。このケアマネジメントの中で、**アセスメントの実施により、利用するサービスを決定します。**

サービス種別	ケアマネジメントA (現行の介護予防支援相当)	ケアマネジメントB (緩和した基準によるサービス)	ケアマネジメントC (緩和した基準によるサービス)
サービス内容	介護予防支援と同様のケアマネジメント	プロセス等を簡略化したケアマネジメント ・サービス担当者会議を省略 ・1年に1回のモニタリング	初回のみ実施 ・サービス担当者会議を省略 ・モニタリングを省略
対象となるケースとサービス提供の考え方	総合事業訪問・通所介護(現行相当サービス)の利用につなげる場合	自立支援訪問・通所介護(サービスA)の利用につなげる場合	・地域支え合い訪問・通所介護(サービスB)の利用につなげる場合 ・一般介護予防事業につなげる場合
ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施	ケアプランを作成、モニタリングを1年に1回実施 * 事業者より適宜情報提供を受け、必要に応じて関与	初回のみケアマネジメントを実施 * 事業者より適宜情報提供を受け、必要に応じて関与

○介護予防支援の一部が、総合事業の介護予防ケアマネジメントへ移行します。

介護予防支援と介護予防ケアマネジメント

	利用サービス	種類
要支援1 または 要支援2	予防給付のみ	介護予防支援
	予防給付と 介護予防・生活支援サービス	介護予防支援
	介護予防・生活支援サービスのみ	介護予防ケアマネジメント
事業対象者	介護予防・生活支援サービスのみ	介護予防ケアマネジメント

* 予防給付であっても、限度額管理対象外のサービスのみの場合、介護予防支援ではなく、介護予防ケアマネジメントとなります。

10. 区分支給限度額

事業対象者の支給限度額は、要支援1と同じく **5,003 単位**とします。ただし、ケアマネジメントにより、要支援2相当と認められた場合は、**10,473 単位**とする事が可能です。

- 総合事業訪問介護・通所介護については、この支給限度額の管理の対象となります。
- 自立支援訪問介護・通所介護については、この支給限度額の管理の対象となりません。

* 支給限度額を 10,473 単位とする場合、利用者から市に届出書を提出して頂く予定です。

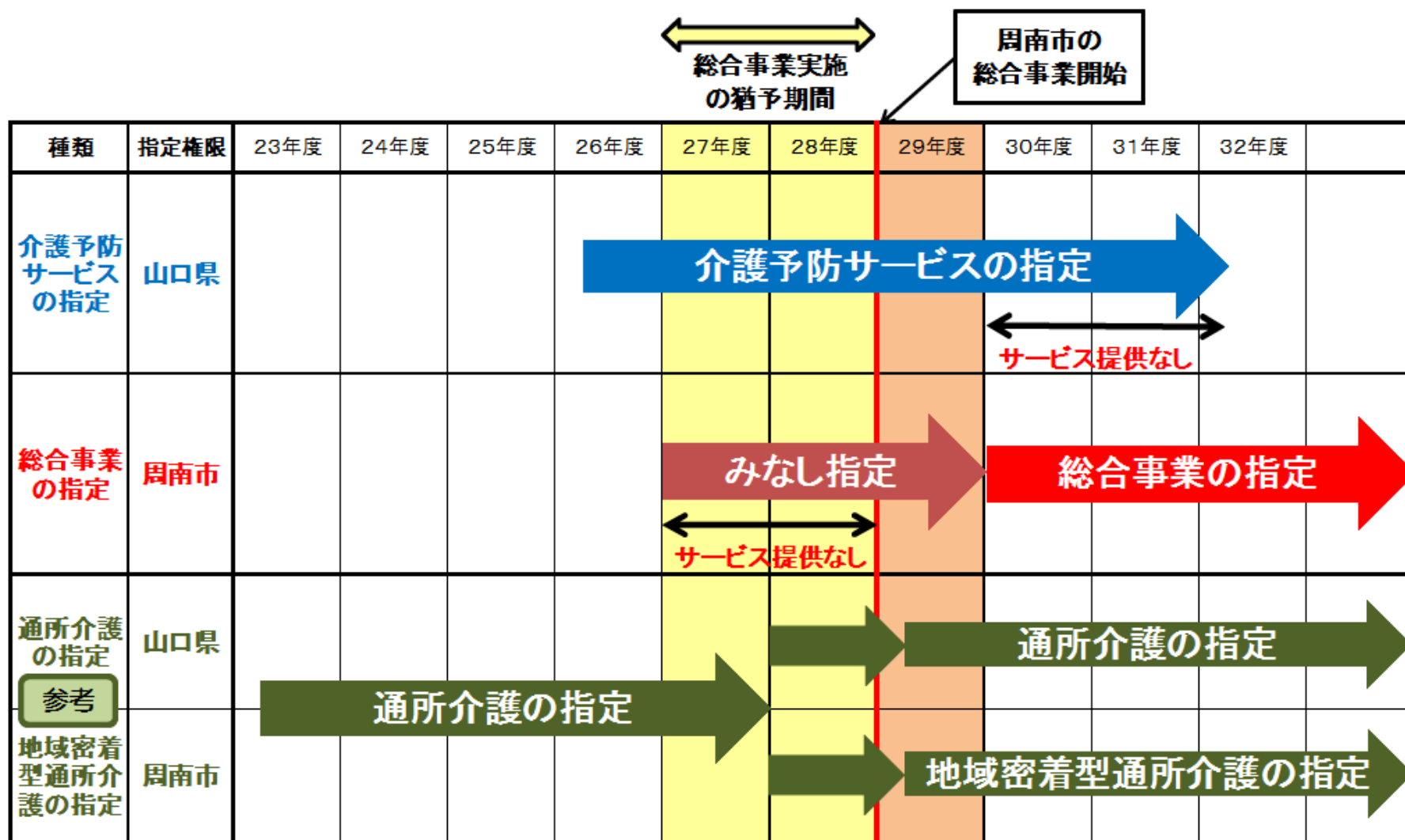
11. 事業者指定（みなし指定）

- 平成27年3月31日時点で、介護予防訪問介護・介護予防通所介護に係る有効な指定を受けている事業所は、総合事業による指定を受けたものとみなす規定が設けられています。
- みなし指定の有効期間は、平成27年4月1日から、平成30年3月31日までの3年間です。
- 総合事業に係るみなし指定は、全市区町村に及びます。
- みなし指定を受けている事業所は、現在『指定介護予防サービス事業者の指定』と『総合事業に係る指定』の2つの効力が生じている事となります。

(例1) 平成23年7月1日に、介護予防サービスの指定を受けた場合

種類	指定権限	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
介護予防サービスの指定	山口県	介護予防サービスの指定						更新が必要				
総合事業の指定	周南市					みなし指定	サービス提供なし	総合事業の指定				
通所介護の指定	山口県							通所介護の指定				
参考 地域密着型通所介護の指定	周南市							地域密着型通所介護の指定				

(例2) 平成26年7月1日に、介護予防サービスの指定を受けた場合



(例3) 平成27年7月1日に、介護予防サービスの指定を受けた場合

種類	指定権限	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防サービスの指定	山口県					介護予防サービスの指定					
総合事業の指定	周南市							総合事業の指定			
通所介護の指定	山口県							通所介護の指定			
参考											
地域密着型通所介護の指定	周南市							地域密着型通所介護の指定			



12. 事業者指定（総合事業の指定）

○平成30年4月1日以降、『総合事業訪問介護』または『総合事業通所介護』のサービス提供をするためには、総合事業の指定を受ける必要があります。

（みなし指定を受けていない場合は、平成29年4月1日）

○周南市以外の被保険者にサービスを提供する場合、他市町村からも総合事業の指定を受ける必要があります。

○指定の有効期間は、原則6年とします。ただし、6年を超えない範囲の期間で指定申請する事を可能とします。

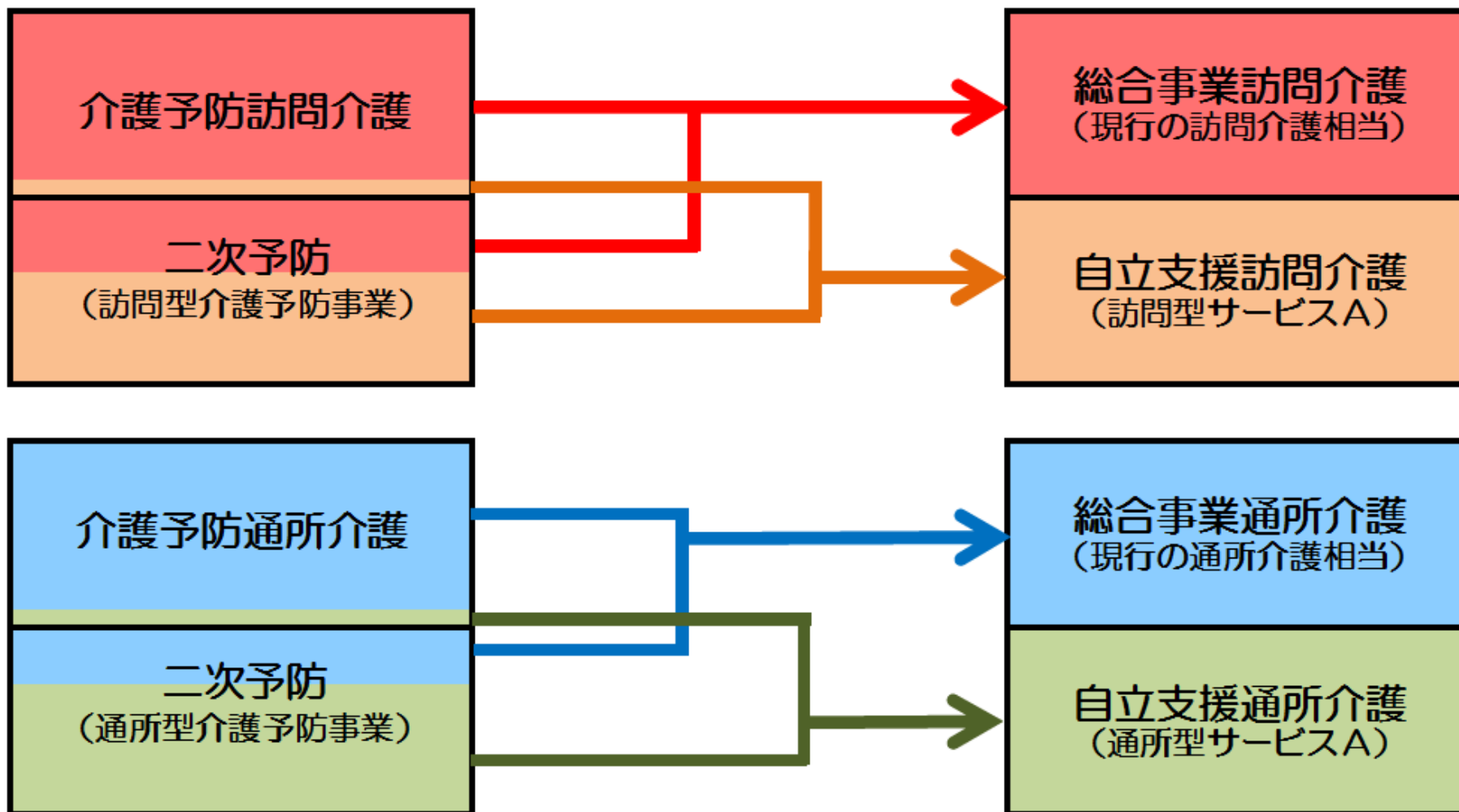
総合事業の指定の有効期間

種類	指定権限	23年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
介護予防サービスの指定	山口県	介護予防サービスの指定 →											
総合事業の指定	周南市	原則6年						総合事業の指定 →					
		みなし指定 →						総合事業の指定 →					
		6年未満の期間も可能						総合事業の指定 →					
通所介護の指定	山口県	通所介護の指定 →						通所介護の指定 →					
地域密着型通所介護の指定	周南市	通所介護の指定 →						地域密着型通所介護の指定 →					

13. 委託について【自立支援訪問介護・通所介護】

- 平成29年4月1日以降、『自立支援訪問介護』または『自立支援通所介護』のサービス提供をするためには、周南市から委託を受ける必要があります。
- 委託を受ける場合、『自立支援訪問介護』または『自立支援通所介護』の実施申請書を提出して頂く必要があります。
- 基準を満たしている事業所には、実施決定通知書を送付します。

14. サービス利用者の、総合事業への移行イメージ



15. サービス費の請求について

	請求方法	新サービスコード		旧サービスコード
総合事業訪問介護 (現行相当訪問介護)	国保連に請求	A1	総合事業みなし指定事業者	61
		A2	総合事業指定事業者	
自立支援訪問介護 (訪問型サービスA)	市に請求	/		/
総合事業通所介護 (現行相当通所介護)	国保連に請求	A6	総合事業みなし指定事業者	65
			総合事業指定事業者	
自立支援通所介護 (通所型サービスA)	市に請求	/		/